

営業所技術者等の兼務の特例の適用を受ける監理技術者等に関する特記仕様書

1 要件

本工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の 5 の規定（以下「営業所技術者等の兼務の緩和」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

なお、営業所技術者等の兼務の緩和は、監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）二一の(5)の②の 1) 及び 3) による遠方（片道 1 時間から 2 時間までの距離）の工事に対する緩和措置であり、非専任で近傍（片道 1 時間以内）の工事との兼務（監理技術者制度運用マニュアル二一の(5)の②の 2)）については、従来どおりの取扱いとし、本特記仕様書に定める書類の提出及び現場での連絡員等の措置は求めない。

- (1) 浜田市が発注する建設工事で、請負金額が 1 億円未満（建築一式工事においては 2 億円未満）の工事であること。

なお、契約締結までは予定価格を請負金額として扱う。

- (2) 下請次数が 3 を超えないこと。
- (3) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を各現場に配置すること。

なお、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務経験を有すること。

- (4) CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムにより、営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じること。

※CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムとは、建設キャリアアップシステムホームページの「認定システム一覧」で掲載されたシステム

URL : <https://www.auth.ccus.jp/p/certified>

- (5) 建設現場毎に人員配置計画書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 17 条の 2 又は第 17 条の 5 に基づく人員の配置を示す計画書）を備え置くこと。
- (6) 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン、タブレット、テレビ会議システム等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な通信環境が確保されていること。
- (7) 兼務する建設工事の数は、1 を超えないこと。
- (8) 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないこと。
- (9) 営業所技術者等の兼務の緩和を適用する監理技術者等が兼務できる工事は、浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成 17 年浜田市訓令第 23 号）第 9 条の 2 に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
- (10) 営業所技術者の工事現場への配置については、監理技術者制度運用マニュアル二一の(5)の②の 1) から 3) までの併用は認めないこと。

2 営業所等の条件

営業所技術者等が兼務可能な営業所所在地は、発注者の地域内並びに浜田県土整備事務所管内及び隣接する県土整備事務所管内までとし、営業所から工事現場の巡回が可能で移動時間がおおむね片道 2 時間以内であること。

3 連絡員

連絡員は工程会議や品質検査等が工事現場等で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む。）ことを想定しており、次に掲げる要件を満たす者であることとする。

(1) 連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務経験を有すること。

(2) 連絡員は、当該工事に配置しなければならないこと。

なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また、一つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

(3) 連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めないこと。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意すること。

(4) 連絡員に変更が生じた場合は発注者に対し、連絡員変更届を提出すること。併せて、変更後の連絡員が 1 年以上の実務経験を有することが分かる書類を提出すること。

4 入札参加資格申請における提出書類

(1) 本工事において営業所技術者等の兼務の緩和を適用し、監理技術者等を兼務する場合には、1 の(3)に定める連絡員及び 1 の(4)に定めるシステムを措置し、1 の(6)に定める通信環境が確保されていることを連絡員等届にて届出すること。

(2) 本工事の施工位置、営業所の施工位置がわかる位置図に移動時間を明記し、連絡員等届に添付すること。

5 契約締結後における提出書類等

(1) 本工事において営業所技術者等の兼務の緩和を適用し、監理技術者等を兼務する場合には、1 の(5)で定めた各工種における業務分担、連絡体制等を施工計画書に反映させ、人員配置計画書を添付し提出すること。

(2) 契約後の状況変により営業所技術者等の兼務の緩和の対象工事となった場合で、営業所技術者等の兼務の緩和を適用する場合は、4 の入札参加資格申請における提出書類で定めた書類を提出し、要件を満たすことが確認された場合、現場代理人及び主任技術者等変更届並びに(1)の書類を提出すること。

(3) 変更契約等で営業所技術者等の兼務の緩和の要件を満たさなくなった場合は、当該技術者の兼務は認めないため、現場代理人及び主任技術者等変更届並びに(1)の書類を提出すること。